

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則	ページ
○生活保護法施行細則の一部を改正する規則……………（地域福祉課）	71
告 示	
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課）	74
○特定調達契約に係る入札の公告……………（漁業管理課）	74
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	75
○都市計画事業の認可……………（都市環境課）	75
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（3件）……………	75
道警察方面本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	77

規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第58号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和28年北海道規則第104号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の規定により」を「（法第55条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定により」に改め、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同条第6号中「第55条の5」を「第55条の6」に、「の支給等」を「又は進学準備給付金の支給等」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

（6）法第55条の5第1項の規定による進学準備給付金の支給に関すること。

第30条第2項中「支給するとき」の次に「又は不支給とするとき」を加え、「就労自立給付金支給決定通知書」を「就労自立給付金支給（不支給）決定通知書」に改める。

第31条中「別記第60号様式」を「別記第63号様式」に改め、同条を第33条とし、第30条の次に次の2条を加える。

（進学準備給付金支給申請書）

第31条 施行規則第18条の9第1項の進学準備給付金の支給の申請書は、別記第60号様式の進学準備給付金支給申請書によらなければならない。

（進学準備給付金決定調書等）

第32条 法第55条の5第1項の規定により進学準備給付金を支給するときの決定調書は、別記第61号様式の進学準備給付金決定調書によるものとする。

2 法第55条の5第1項の規定により進学準備給付金を支給するとき又は不支給とするときの決定通知書は、別記第62号様式の進学準備給付金支給（不支給）決定通知書によるものとする。

別記第1号様式中

急 迫 状 態 の 判 断	預貯金・現金等の保有状況
	ライフラインの停止・滞納状況
	国民健康保険等の滞納状況

を

急 迫 状 態 の 判 断	預貯金・現金等の保有状況
	ライフラインの停止・滞納状況
	国民健康保険等の滞納状況
	食 事 摂 取 の 状 況

に改める。

別記第25号様式その1（表面）中

「 5 扶助金を受け取る際にはこの通知書と印鑑を持参してください。」

を

「 5 支給方法が窓口払いの場合は、この通知書と印鑑を窓口を持参してください。
6 保護決定通知書は、保護の開始又は変更があったときに限り発するものですので、大切に保管してください。」

に改め、同様式その1（裏面）（備考）(4)の事項ア中「（平成26年法律第68号）」を削り、同様式その2（表面）中

「 4 扶助金を受け取る際にはこの通知書と印鑑を持参してください。」

を

「

- 4 支給方法が窓口払いの場合は、この通知書と印鑑を窓口を持参してください。
- 5 保護決定通知書は、保護の開始又は変更があったときに限り発するものですので、大切に保管してください。

に改め、同様式その2（裏面）（備考）(4)の事項ア、同様式その3（裏面）（備考）(4)の事項ア及び同様式その4（裏面）（備考）(4)の事項ア中「(平成26年法律第68号)」を削る。

別記第59号様式（表面）を次のように改める。

（表面）

第 号
年 月 日

様

総合振興局長（振興局長） 印

就労自立給付金支給（不支給）決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による就労自立給付金を、次のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 支給の可否

- ☐ 支給
- ☐ 不支給

2 就労自立給付金を支給する場合、支給額、支給日及び支給方法

支給額 円

支給日 年 月 日（口座振替払）

（保護の廃止時期 年 月 日）

3 決定理由

4 この通知書が申請書受理後14日を経過したときはその理由

別記第59号様式（裏面）（備考）(4)の事項ア中「(平成26年法律第68号)」を削る。

別記第60号様式中「第31条」を「第33条」に改め、同様式を別記第63号様式とし、別記第59号様式の次に次の3様式を加える。

別記第60号様式（第31条関係）

年 月 日

進 学 準 備 給 付 金 支 給 申 請 書

総合振興局長（振興局長） 様

申請者 住所又は居所

（大学等に進学する者）氏 名

印

次のとおり、生活保護法第55条の5第1項の規定による進学準備給付金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 大学等に進学する者の生年月日 _____ 年 月 日
- 3 進学先
学校名 _____
- 4 進学後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。）
- ☐ 大学等進学前の住宅と同じ
- ☐ 転居により大学等進学前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記載してください。）
- 居住（予定）地 _____

5 関係書類

- (1) 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
- ア 入学金を納付したことを証明する書類の写し
- イ 入学金延納（進学後に納付すること）を申請した書類の写し
- ウ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
- (2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
- (3) その他支給決定に当たり必要な書類
- ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

6 進学準備給付金振込先（大学等に進学する者の口座に限りです。）

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
（該当する金融機関の種類に○をしてください。）

支 店 名 _____ 支店（ゆうちょ銀行を除く。）

記 号

--	--	--	--	--

 支店（ゆうちょ銀行のみ記載）

預 金 種 類 ☐ 普通預金 ☐ 当座預金
（該当する□にチェックを入れてください。）

口 座 番 号

--	--	--	--	--	--	--

（右に詰めて記載してください。）

（カ ナ）

口座名義人 _____

※ 上記の振込先が確認できる通帳の写し等の書類を添付してください。

別記第61号様式（第32条関係）

進 学 準 備 給 付 金 決 定 調 書													
地 区 名		ケース番号		対 象 者 氏 名		世 帯 主 氏 名		支 払 方 法		決 定 内 容		適 用 年 月 日	
決 裁	所 長	課 長	係 長	担 当 員	起 案 年 月 日			決 裁 年 月 日			施 行 年 月 日		
進 学 準 備 給 付 金 決 定 伺													
調書のとおり決定し、例文により通知する。													
進 学 準 備 給 付 金 決 定 欄													
支給額 円 (進学先) (進学後の居住地)													
不支給の場合、その理由													

別記第62号様式（第32条関係）
（表面）

第 号
年 月 日
様

総合振興局長（振興局長） 印
進学準備給付金支給（不支給）決定通知書
年 月 日付けで申請された生活保護法による進学準備給付金を、次のと
おり決定しましたので、通知します。

記

- 1 支給の可否
☐ 支給
☐ 不支給
- 2 進学準備給付金を支給する場合、支給額、支給日及び支給方法
支給額 円
支給日 年 月 日（口座振替払）

- 3 不支給の場合、その理由
- 4 この通知書が申請書受理後14日を経過したときはその理由
（裏面）
（備考）
(1) この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日
から起算して3月以内に知事に審査請求をすることができます。ただし、処分が
あったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日か
ら起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
(2) (1)の審査請求に対する裁決についてさらに不服がある場合には、当該審査請求に
対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して1月以内に、厚生労働大臣
に再審査請求をすることができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日
から起算して1月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると
再審査請求をすることができなくなります。
(3) この処分について不服がある場合には、(1)による審査請求に対する裁決があつた
ことを知った日（(2)による再審査請求をしたときは、当該再審査請求に対する裁決
があつたことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において
北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所
（又はこの処分を行った総合振興局（振興局）の所在地を管轄する地方裁判所）に
処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があつたことを知っ
た日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を
経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
(4) この処分については、(1)の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の
取消しの訴えを提起することができません（生活保護法第69条）。ただし、次のい
ずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを
提起することができます。
ア 審査請求があつた日（行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきこ
とを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50
日（50日以内に同法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあっては、70
日）を経過しても裁決がないとき。
イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の
必要があるとき。
ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
(5) 進学準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分によ
る差押えは禁止されています。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第25号様式の改正規定は、平成30年9月1日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定。以下この項において同じ。）の施行の際現にこの規則による改正前の生活保護法施行細則別記第1号様式、別記第25号様式又は別記第60号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の生活保護法施行細則別記第1号様式、別記第25号様式及び別記第63号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

告 示

北海道告示第539号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、網走川土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成30年7月31日

		北海道知事 高 橋 はるみ	
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名 住 所
就 任	平成30. 7. 11	理 事	加 地 政 幸 網走郡大空町女満別豊里467番地の4
同	同	同	高 橋 義 博 同 美幌町字美禽249番地の7
同	同	同	井 上 良 幸 同 大空町女満別本郷171番地の3
同	同	同	根 塚 信 義 同 美幌町字美禽55番地の2
同	同	同	溝 口 悟 同 大空町女満別本郷277番地の15
同	同	同	今 岡 裕 之 同 大空町女満別住吉573番地の2
同	同	同	鎌 仲 照 幸 同 美幌町字稲美290番地
同	同	監 事	嶋 田 裕次郎 同 大空町女満別住吉1048番地
同	同	同	中 川 透 同 美幌町字稲美357番地の8
退 任	同 30. 7. 10	理 事	加 地 政 幸 同 大空町女満別豊里467番地の4
同	同	同	石 澤 健 一 同 美幌町字稲美309番地の1
同	同	同	山 田 良 治 同 大空町女満別住吉433番地の3
同	同	同	井 上 良 幸 同 大空町女満別本郷171番地の3
同	同	同	根 塚 信 義 同 美幌町字美禽55番地の2
同	同	同	溝 口 悟 同 大空町女満別本郷277番地の15
同	同	同	高 橋 義 博 同 美幌町字美禽249番地の7
同	同	監 事	嶋 田 裕次郎 同 大空町女満別住吉1048番地
同	同	同	中 川 透 同 美幌町字稲美357番地の8

北海道告示第540号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年7月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 漁業取締船ほっかい上架修理工事 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履 行 期 間 平成30年9月20日から同年10月19日まで
- (4) 履 行 場 所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 造船所内に総トン数60トン型船舶（鋼船）を入渠できる乾ドック又は引揚船台の設備を有していること。
- (5) 認定を受けたアルミ修繕技術者を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成30年7月31日（火）から同年8月10日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部水産局漁業管理課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道水産林務部水産局漁業管理課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎11階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課） (2) 入札日時 平成30年9月12日（水）午前10時（送付による場合は、同月11日（火）午後5時までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量500グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は平成16年北海道告示第448号の2の(1)のAによることとし、契約書の作成は要する。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 (2) 落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。 10 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名称 北海道水産林務部水産局漁業管理課 (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 (3) 電話番号 011-204-5486 11 Summary	A Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel HOKKAI Repair Service 1 set B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., September 12, 2018 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., September 11, 2018) C Contact : Fishing Management Division, Bureau of Fisheries, Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan Phone : 011-204-5486 北海道告示第541号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を本別町役場の掲示場に掲示した。 平成30年7月31日 北海道知事 高橋 はるみ 1 通知の内容 平成30年農林水産省告示第1528号 2 所在が不明な者 三井 佛 北海道告示第542号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。 平成30年7月31日 北海道知事 高橋 はるみ 1 施行者の名称 北斗市 2 都市計画事業の種類及び名称 函館圏都市計画道路事業（3・4・205号上磯田園通） 3 事業施行期間 平成30年7月31日から平成37年3月31日まで 4 事業地（収用の部分） 北斗市一本木、久根別4丁目及び久根別5丁目地内 総合振興局告示及び振興局告示 北海道空知総合振興局告示第3号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成30年7月31日 北海道空知総合振興局長 佐々木 誠也 1 落札に係る物品等の名称及び数量
--	---

(1) ロータリ除雪車（1.3m／700t級 1台、1.5m／800t級 1台） 2台（ロータリ除雪車（100PS）1台と交換） (2) 除雪トラック（10t級6×6専用型） 3台（除雪トラック（10t級6×6専用型）1台と交換） (3) 除雪グレーダ（3.7m級） 1台 2 落札を決定した日 平成30年7月20日 3 落札者の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 株式会社NICHIGO イ 住 所 札幌市手稲区曙5条5丁目1番10号 (2)ア 氏 名 UDトラックス北海道株式会社 イ 住 所 札幌市厚別区厚別中央2条2丁目1番1号 (3)ア 氏 名 コマツカスタマーサポート株式会社 イ 住 所 東京都港区白金1丁目17番3号 4 落札金額 (1) 50,446,800円 (2) 133,704,000円 (3) 34,884,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成30年6月8日付け北海道空知総合振興局告示第1号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道渡島総合振興局告示第129号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成30年7月31日 北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 乗用自動車の賃貸借（産業振興部商工労働観光課） 1台分 一式 2 落札を決定した日 平成30年7月12日 3 落札者の氏名及び住所	(1) 氏 名 株式会社トヨタレンタリース函館 (2) 住 所 函館市杉並町5番20号 4 落札金額 36,612円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成30年5月29日付け北海道渡島総合振興局告示第105号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道渡島総合振興局総務課 (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号 北海道オホーツク総合振興局告示第123号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成30年7月31日 北海道オホーツク総合振興局長 藤 田 二 1 落札に係る物品等の名称及び数量 自走式リール巻取散水機ほか1品目 全68点 2 落札を決定した日 平成30年7月20日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社サンスイ興業 (2) 住 所 北見市小泉413番地10 4 落札金額 136,728,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成30年5月22日付け北海道オホーツク総合振興局告示第95号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局総務課 (2) 所在地 網走市北7条西3丁目 道 警 察 方 面 本 部 告 示
---	---

北海道警察北見方面本部告示第55号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年7月31日

北海道警察北見方面本部長 安 部 雅 弘

1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
北見方面本部交通管制センター上位装置の賃貸借 一式

2 落札を決定した日

平成30年6月22日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 東京センチュリー株式会社

(2) 住 所 東京都千代田区神田練堀町3番地

4 落札金額

2,014,632円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成30年5月11日付け北海道警察北見方面本部告示第36号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道警察北見方面本部会計課

(2) 所在地 北見市青葉町6番1号
